

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福島県西白河郡西郷村大字米字連平13番地13

氏名 ビルド商事株式会社 代表取締役 梅宮 吉男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県県南地方振興局長 伊藤 智樹



許可の年月日 令和 5年 7月20日

許可の有効年月日 令和10年 6月30日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替え及び保管行為を含む。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 積替え保管を含む種類

- ① 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ② 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ③ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ④ 感染性産業廃棄物

以上4種類

イ 積替え保管を含まない種類

- ① 汚泥（特定有害産業廃棄物に限る。）
- ② 廃油（特定有害産業廃棄物に限る。）
- ③ 廃酸（特定有害産業廃棄物に限る。）
- ④ ばいじん（特定有害産業廃棄物に限る。）

以上4種類

注）特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり

この許可書写しは情報開示の一環としてホームページに公開したもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4（委託契約に添付すべき書類）には該当しません。

2 積替え又は保管を行う事業を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面記載のとおり

を禁じます。

3 許可の条件

ビルド商事株式会社

4 許可の更新又は変更の状況

裏面記載のとおり。

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(1) 特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

汚泥（テトラクロロエチレンを含むことにより有害なものに限る。）

廃油（トリクロロエチレン及びジクロロメタンを含むことにより有害なものに限る。）

廃酸（鉛又はその化合物、砒素又はその化合物及び六価クロム化合物を含むことにより有害なものに限る。）

ばいじん（鉛又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）

(2) 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え保管を行う場所の所在地	保管容器	面積 (m ²)	容積 (m ³)	産業廃棄物の種類
福島県西白河郡西郷村大字米字1番地8	倉庫内専用保管容器	2.28	1.0	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
	同上	2.28	1.0	廃酸（水素イオン濃度指数5以下のものに限る。）
	感染性廃棄物用冷蔵庫	10.73	23.0	感染性産業廃棄物

この許可書写しは情報開示の一環としてホームページに公開したもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4（委託契約に添付すべき書類）には該当しません。

また、この許可証写しを利用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

(3) 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成 5年 7月 1日

更新許可年月日 平成10年 7月 1日

更新許可年月日 平成15年 7月 1日

変更許可年月日 平成16年 3月30日（ジクロロメタンを含む廃油及び六価クロム化合物を含む廃酸の追加）

更新許可年月日 平成20年 8月13日

変更許可年月日 平成23年12月27日（鉛又はその化合物を含むばいじんの追加）

更新許可年月日 平成25年 8月 7日

更新許可年月日 平成30年 9月 3日

更新許可年月日 令和 5年 7月20日（有効期間 令和 5年 7月 1日～令和10年 6月30日）

ビルド商事株式会社

以下余白